D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D10	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	演習	シミュレーター演習については、受講者によっては特定の行為のみの実施でも可能なのか(例えば、口腔内たん吸引のみ実施など)。可能な場合でも、1時間の演習が必要なのか。 すべての行為を行う必要があるのか。	講義後の1時間のシミュレーター演習は、イメージをつかむことを目的とするが、すべての行為について演習を行っていただきたい。 現場演習は、利用者のいる現場で、利用者の使用している吸引器等を使って、シミュレーターで特定の行為の演習を行う。 【別紙1】参照
D11	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	演習	すべての現場へ人体モデル(シミュレーター)を持って行くことは困難。 簡易なシミュレーターとはどのような物なのか。	ペットボトルの口に気管カニューレとチューブを繋げる、ペットボトルに穴をあけて胃ろうのペグを付ける等、簡易な物でよい。 ＜参考＞簡易なシミュレータの例 【別紙２】
D12	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	対象者	障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している保育士だけでなく、保育所の保育士も研修事業の対象となると考えてよいか。	お見込みの通り。
D13	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修	特定の者の研修事業について、国から筆記試験事務規程に関する通知はあるのか。	特定の者の研修事業については、国から筆記試験事務規程に関する通知をする予定はない。特定の者対象の研修の実施要綱及び特定の者対象の研修関係の事務連絡を参照の上で、実施されたい。
D14	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設で従事する職員は、特定の者の研修事業の受講者には該当しないと考えるが、いかがか。 また、介護保険施設以外の介護保険サービスに従事する職員に関しては、どのように考えればよいか。	介護保険施設、介護保険サービスの取扱いに関することは、【C31】のとおり。